特別
14
1919
91

熱海贅談

四

門 イ4 特
統 1919
巻 11

門 イ5
統 1380
巻 11

○交渉歎

外国ノ書物ヲ反復シ如何ニシテ富国大公年
来ノ交渉ノ要旨ヲ大ニ了解シ理学ニ
人智ノ開ケ一定シ難キ思ヒアリ、ヲ
左様ニ考ヘテ、却テ各々絶ヘ落チ之ヲ
生ヲ行ハンヲ歎クベシ。ヲ思ヒ之ヲ誤シテ
又ヲ右ノ工ゴテズムヲ以テ又ヲ
ヲ生ヲ於ヲ為我ノ一仏トヲ思ヘキ歎理右

昭和十六年十一月一日寄
市島謙吉氏贈

自分又ハ九ツ位ニテ孫ヲ抱キ孫ヲ抱キ孫ヲ抱キ

曰く利己主義曰く自利主義曰く愛己主義
曰く主我主義曰く為我主義何ぞ字の異
なるやの為我主義即ち自己の為にする
我を謂ふ且つ物ある時は必ずこれ
を食ふ故に曰く我を謂ふ食物の為にする
きを除く支那の文字を当て新めんとす樂天を
師とする哲学者の説主義とする所の
うまきを除く為にする所の説
なのみく美く説くを良説と云ひ正しく説く
を正説と云ふ何となれば坊主の説の如こえ
て滑稽なるものなり

東京堂出版

るこの説たるこうこう不可不的と云ふ説なるも
さんなる神の教えんども、なるなる事理的
と変テコなるやこツコーと云ふなる言部
ムとりいと云ふのでなくとき事と
をやる人あれば ナイトインゲルを言と説き
人あるも、ナイトインゲルを教日なるくるなる
あるとゆくや食自然教を説しこうる馬産
とあるグラムマーを使典なるべきを云ひ事
なるを文典と云ふなるも日改めず、時勢のチ
ヤイルドを動もせん時世と云ふ時勢の変
と書あやまる事を、ロマンテック、ムーウ

メントを傳奇運動と譯する互譯語なれど
うル、アーツを自由藝術と譯するは前者
を西洋とし、後者を自由藝術とするも
何人発明者なるか未詳なれども、おそらく中古文法、辯論法
醫術法、算數法、幾何法、音樂法、天文法七藝
を名づけ技術の藝術と術とを
もしくは藝術のリベラル、アートなる
をもって譯するも雅藝と譯する位置に
アリシうるものなるべし、なんぞ之を本義と
字義を考へる上にも誤譯なるを免れず

義を知るまつ、社會の譯語を用ゐるものあり
くるの大学流う西性(男女)の発生を性欲とするがごとき
即ち生の欲望を性欲と云ふ誰れか十人の
九人を代表スチンクトと思ふんセックスと思ふもの
一人も未来者もあるべきも
大学流を学ぶも怪まざるを之を用ひてあるを
なるまじ、彼の教師を
何となる事を理解し、おそらくこん事を列挙せば僕を
ものも解せざるべし

○小説批判の標準

主人公の出づるを小説を批評するの標準

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

(甲) 甘文字[illegible]

(乙) 高[illegible]

や 先七角七人の長を差[illegible]

一作法の叫[illegible]

ば主意(つまり[illegible])

叫べる[illegible]

東京博文堂製

や

(二) 初中後の結構あること (ひとり初中後のこと

あるのみならず同じく外面の上に於ても著しく

中注と同じ同じのこあるあること

[illegible]

[illegible]

Cataclysmic　　[illegible]

Denouement　　[illegible]

(三) 何等の捉へ方あること換言すれば

(四) 或事件の異なる事績の或分を強調

悲哀なる迫ものあるこう例へば冒頭[illegible]

のごとき

(b) 或る新、新、新、不易の別称の説のごとき
後の無くらうの（勧懲小説のごとき

(c) 或社会の経営上又は政治上の主義主張の
寓せんとするの即ち政治小説のごとき

(d) 前人未発の或事実の事実
のみを考ふる時は科学的
哲学的の説のごとき

(e) 或仏家特有の観念又は現世の苦
の如きの観念小説現世小説の
ごとき、之を寓せんとする理想特

非一切の事不成を小説の書いて国民之友に
載せ喝采を博したことあるも、

(f) 是非的の新きに乗ずる又は滑稽的
の人生を観ずるもの（八笑人七偉人、膝栗毛）

(g) 時世の変化に新きを喜ぶ又は風刺的
の人生を観ずるもの

(h) 左様にあるも或形色あるもの
多くの国民を呼ぶ之を求める人物を
捉へるもの

(丙) 記叙法　さるし上手なる一家の主義を法
動せしめ好なるや否やー読者を惹きし

めてるを妙なるやー閑叙事ー閑閑
美ー究漫

(丁) 自然という不自然（ここに不得る自然を云
へる怪論を論ずるに書うみを
馬琴の説のあき怪論を記
すもの論ずるに書
あるべき書出しを設ける（四恵）
べく議まんと思味を見ん、めもを
自然（とする）
尚自然不自然の差別を弁せざるの
なり

(一) 条件（馬琴の例を示すし怪説の
数）
(二) 時代：西洋と不自然
(三) 地方：……
(四) 人物の性格……
(五) 人百の百様……

(戊) 人生観（人生を考へる（恒久不変なるや）ー
小天地なる者（のやー）の人間の問題
を考へるに人間あるやー人生の公
なる真の方味を言ひあらはしてある

(ヒ) 美術文の二の実色の接準る照らし方

○牧ゝゝ方

道遥のくまみを「牧之方」を著いしてゝ扶角今の
芸州も人ゝ云らはん ぎ必ずや必ず 終人の、ゝ
矢敗せしもことゝゝも也、ゝゝを自ゝ云ゝゝ時勢
特殊ゝ変しゝ作を生しゝゝ也、世代特殊ゝ
為我一意ゝ我ゝを牧し方のやきゝ為我一意の
時代をみゝ著しゝゝ流石ゝ情ゝ経緯する事
あゝ、又和歌の我一意の生涯するゝゝあゝゝ
ゝゝ自ゝ今の牧の方を心ゝし一命の大ゝ今ゝ

ん正しく時代特殊ゝ変するゝ、ゝゝの矢敗を
拒きしも国を怪ゝゝ意ゝと

○諸巫の迷雲

芸賀矢一の国文学の史ゝ諸巫の妻恋を論じて
のゝゝゝあゝゝ

牛若弁慶ゝ五條の橋の上で闘のゝいのゝゝ
八田宗ゝやつゝゝゝ、諸巫ゝ文も直ゝ
ゝ石部ゝ幽霊ゝあゝも思ゝ、ゝゝ幽霊を
どうゝゝ風ゝ出ゝ来ゝゝゝゝを坊所ゝ諸巫
行脚の金ゝゝゝ英雄意ゝ僧の情義の強ゝ
とゝ生ゝ、そこゝ坊主ゝ古人の道今を思ゝ

程力うある人びとゝんふ所ゝ望つて[illegible]懐古
の念ゝ堪へない、サテ此書ゝ現のゝ年ゝ其此
書ゝ為ゝ此ゝ世ゝの海さんとう公彩さんとう
の為ゝ為つてあるけれゝ来て、若ゝ[illegible]を修ゝ衡
反義仲ゝ[illegible]粟津合戦のことを語ゝ坊
主ゝ共話を聴いて為ゝ義ゝ人ゝ其の跡を弔
ふ、さゝゝしてかの話し若ゝ引ゝ出ゝて、今ゝ為ゝ
此書ゝか本伝の義仲ゝ為つて現ゝ来て若の
他の作品をして見ゝ、即ち一ゝ為ゝ抜しゝ
程び歌ゝ上ゝ為ゝ若しの他の歌ゝ歌ゝんゝ為ゝ
為ゝ坊ゝ主の坊ゝ為ゝ解脱ゝ為ゝ[illegible]風

東京帝國大學

為ゝ仏組人ゝ[illegible]ゝ為ゝ[illegible]ゝ為ゝ[illegible]ゝ為

一、[illegible]土殷[illegible]の[illegible]道[illegible]仕[illegible]の[illegible]
[illegible]中を果敢[illegible]ことと
悟らせるのが、道徳の中の[illegible]
と[illegible]、[illegible]、眼の前の苦の人の術心をした
は、[illegible]を満足して[illegible]
[illegible]ことを[illegible]
を示しにのみ、一個を挙げん為平忠度を
平の[illegible]を[illegible]
[illegible]道[illegible]源平の弱ひひおれをしれ、坊主
が共路を歩うて[illegible]道[illegible]の出て忠度
の[illegible]をする坊主を[illegible]動を[illegible]
[illegible]忠

[illegible]の路を歩つて[illegible]道[illegible]我[illegible]を平忠
度[illegible]と[illegible]を現[illegible]、法[illegible]
[illegible]ことを
あるとこ[illegible]、そこが僧侶の
[illegible]仏教をいつひも脚色の根本
[illegible]、この時を過ぎ迷悟の
[illegible]代[illegible]行脚僧の楽しい成り
[illegible]
道[illegible]の[illegible]の思
[illegible]
我[illegible]を和歌の代の[illegible]
武士[illegible]道[illegible]

まで、こう論ずるのつけたしで仏者が因果
の理を説くことも自論ずるに不可なる、況んや
のことをかくることあるのしたところ仏徒
あることその中生まるるを一種の原也、忘れがたく
記して後の研究の資料とす云々

○面

雲岳氏の如き霧の如く雲の如く
自ら仮面を用ひたる、互ひに相撲の如き
ものなれば仏教を換へて面を変ずるや也
是の説るを知らず、善きをマスリとなす面あ
り文なの如きこと仮面を用ひしを推知す

印度の人面をうめる
面あるも希臘風羅馬まれ、また元禄の
海の法師も同じくんあるも、又支那の
面の上に北京の一部に残りき吹奏と
その面に酒亡あるべし、そこで仏面の性質
とあり研究したるとのうち南洋諸島
のうちに同じうして居るように、即ち顔う
皆仏の人面の顔をもうくまつて居るやうな
面もあるも安きを善とをアイデアライヅル
面のあるもう双方の一致するものである希臘
羅馬のいさ、自分を考へて見たるに希

脇ひき人間の大も完美しとのを称とさてある
名の希脇の理ひあるこの陽面のめきも矢北
り地を言の北名てあるソウ北有北脇の
美を以て北名の紙絵してある岡の北あるこ
陽面の北宝あし美中きこの陽面の北
しいあるらないと云めまた

○自ら名乗るこ

ひとを陽面を用ひるに同じきのみなるが出中の
人あの自ら名乗るに名乗るこんとも平面に合い
ひとくに支那も英を希脇も用ひてある
とこのもぬこもぬ、よくく考ひんべ

而四倍きこの笑、家の紋絵此代こきあこも
こを浜こんとの人の関の於ても不定を馬
このは、主者の拾巻とまもを馬
えこ地こきこ北こ北こ「北」とこのてこ
ひこうことこの内北、恰こもこの脇の詞を
以つてこの主上の家の迷こを補の日「主
法ここあこの不こ陽の北こ陽こ北
しこここ

○てんうう

ここい北づこをここ主を西こここ「てんぐこ
ここの北侵馬理このの絵ここ北の

[illegible]く田楽と云ふ説あり其
[illegible]りしなん猿楽を[illegible]
[illegible]

○美少年銘

[illegible]の美少年銘を書付る馬
[illegible]
[illegible]
[illegible]

しハ美少年銘を書付る絵を[illegible]
他の馬琴の作品を既に[illegible]
氣付ハ美しく見えるが、馬琴ハ元来作品を描
くの才を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

○荊馬

馬琴ハ他人の著を拙し[illegible]文庫三馬雅号の

三作者をいたづら潮見坂しなる一書を作り出でし
荊馬と名づけ[illegible]く、この書を写す村有人の尚
[illegible]

○書の食紙

[illegible]の書を食紙と称せしことあるもの
の如くなれども書きしるすもの[illegible]
[illegible]つかるる間[illegible]
[illegible]ことも[illegible]しかれども[illegible]
[illegible]と通ずるなれども紙を美術の[illegible]
[illegible]現出と化[illegible]上[illegible]
[illegible]

○山松の作の後文方

東京帝国大学図書

山松の作をさらに[illegible]よく考へたるの比、本井すべて
[illegible]の[illegible]作者の文を地の文とハ
キリ別つ[illegible]漢[illegible]
[illegible]を異[illegible]と[illegible]
[illegible]地の文と作者の文とを[illegible]
[illegible]例へば

進つば彼我いつれの方[illegible]
[illegible]弘拙の[illegible]
いつの間[illegible]又[illegible]
地文[illegible]
[illegible]例を[illegible]

[illegible]

[illegible]「船出く」[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]の[illegible]

[illegible]トラジテーとコメデーゴ[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

所まことに面白いもの、あるいは時代の
諧謔をトラジテーであるとあるは喜劇コメデー
ゥ狂言であるの如く、係し狂言もまた相
あるべき筈しかいうもあるべき。喜劇はコメデ
ーとも言い得べき、ただ、ある、まず、会ひの賢「イン
タルード」とこれあるべきの事ろもあるべうけん
も、先づ諧謔を解する能の滑稽劇をも
あるべきい。芳賀矢一氏は狂言
を極定したるいわゆるその四文字を更な
掲げたるものである
諧謔と未無んで若い文学の観のあるのは

東京博文館製

狂言ども、諧謔の文を古人の句を集めて作は
けとしたるが狂言は俗語を用いて
かしも人の句などを入れまれ、ずいぶんや
うな文学ども、一方うの俳句一方を進
ぶの書をもる事物しるく文学の観を定
しとしたるもの、既に同学者の事
人を騙さるとまるとの見さんとしドい
日々今を逃げ去るといいのが大抵の歳の
す、能の楽が厳実の英雄豪傑の印象
度を設けるもの天壌の差であるもすべて
日常の社会に於て行なる小さなる業

小サナ喧嘩をしたりして、大きな出来事
とみさせる事、悪徒等と渡り歩いたり、一方
でも古文を探つたこと、一方を俗説の使のこと、
とごまかしも文報ています、俗説丈の事起こる同
トことでは、丈まるもつて益々多くなるのです
能の狂言でも御祝いをするようの山ものも
元も一方ではじめて、一方を渡り歩いて、又
鬼の関係を、天狗と関係したことなど
論出でる言葉所ろしい鬼や天狗を言ふ
ことなどが、狂言の鬼を切る人（ありますます
為朝朝倉ものと閉口しました、又

東京堂製

此のうえに腰を抜かす鬼もあるようなもの、閻魔が
多勢で悩ませる者のようなものもあります、
又論出でる中の坊主のつるめる名僧等ひとかた
ちの美麗な僧も坊主のようなものもあるとして解説
しますものが狂言の中の坊主と服装をしてゐて
ます、金ばかりを裸体のようなる二王の五体をもって
を取つたり、銭を取りまきて地獄の責めを閻魔
の裁判をさせるようなものを作つてあるまま
す、山伏のようなものも論出でる事務のあるが狂
言のように新つても利うあ、尤も叫ぶようなものも
う新しても持つ所のようなもの、とうく喧嘩をさせる

のみ考へるものゝ文学的の文章を多く材料とせられて
たりとせるものゝ夫等を活きたる文章に色を加へ
然活きたるあるゝ、そうして脚色に組織を加へる風
座あり、あるものゝ正しい方面許りを
ちやうとせず、一方の話出の拙さを英雄豪傑の
を成英雄豪傑として寧ろ一方に偏する
の法なんとまるで文の傍観者として寧ろ
一面を拙さを風流の意を示したるものと思ひます
之ともの方の法面法をば見るべきの喇
天てえすこと云ふもひとつたつたひます
主義のコメデーとは風流ならざる喇流あ

ぬぐ法を風流の風流を拙さを性質の
ちどり天てえと後世芳賀氏更をつけ
そう云ふ風を深世と拙さを性質のまつたくあ
あるまゝ、なんの別化と現なるものに対して
為者一方の人の顔采を助けたといのもの
面白いことでなく、この拙さを淑女の傍観の
ものゝまゝ、深世の後の世を見るを傍観
ぶあつ法を同じく拙さの後世文学を評論
たことも大きい、なぜといふと拙さを
法大び世をもつて法を後世の脚本西洋
のトラマの形を見つて作るこの方法もんを

千年ましまし、浮世の紀年は法皇の手ついたもの
で御年を数へて来たと思つたら、紙の方
がとうとう法皇を貴んで、数を増してゐる
元寇の上の侯位をもつて、数の方が
多いのもあり、法皇を保守的で数を
減ずるのもあり、こんな偽りの文字の内つ
て非常な経験をもつてゐることを信じます

法皇の文書しを数へしてゐる
のもあるし

○の五海に於ける軍記物語

東京博文館製

のその紀年は軍記物語が第一大勢力を有
し、殆ん一千年の歴史を左右せ
しめて来たもの、その為此の勢力の及ぼす処
あるもの、その体軍記物語を目録代的
あるものあるもの論じ、後世まで大勢を統御する
世であるものの如くの場合の心である、北条代
以来の物語は、浮世物語の如くに
元寇物語は、物語の如くに
概作りものがたりで
の法華経信仰の
この物語はあつたが、後世の代を事実の

況ず出てにめて、其九もその大つ作る事をもちゐる
時分の商ものき流行ひ訳ういくらも起つて来るのである
うち、即ち保元平治の乱後源平盛衰
記等を以て軍中の事実を評論として心つ
ける様になる、又世代を漢学の修養を経ても
大分底入つて来たのも乱後の文学
ものと考へ、階級文学の堅いものとなつて、
第四文学のものを推し修養を経つたのであるから、
の時多く坊さんの手を経た訳で、自ら底本の
故味を含むことになる。鎌倉王朝時代のノン
キな考へ方を通つて来る、平家出世太平記

七大抵四一年程ひ来
あるこの軍記物語が
を通つて来ても尚其
ものの存在を認めて
発先一の四文学の
こゝを一つ注意しなければ
ならぬ軍記物語の起つた時代を合せ
て注意することが起つたことであるから、こんな文
学の一般の上に影響を及ぼすべき事
があると思ひます、まあ此等を総合して
注意すべきものは一番として是れ時代を通つて流出と

東樓原製

[illegible]
の所あるようなれば芝居が起つたのもあります家
所謂の所を海老代の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]義
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]まして、騎[illegible]の久しう
[illegible]と云ひ[illegible]と云ふ位面白い話や、勇
[illegible]の風流[illegible]話を語りまして、[illegible]木曾
冠者義仲[illegible]を相伴[illegible]京都を攻登つたが
しばらくの間[illegible]又没落した仕舞ひ、義仲や
平家を震へした義経も又忽ち滅亡した、[illegible]
大勢力を振つた頼朝の後をどうか、二代三代
[illegible]立ひもよく、譜を有為轉変はかるい世の中
[illegible]の武士[illegible]この時勢の変遷をどのや
うに感じましたか、自分の祖先の功名手柄の
物語[illegible]高明の武士[illegible]人ひ[illegible]

五、煎茶幕の話を時代の人う喜んひ少くなりもし一
層切なる情を以て祖先の功名手柄話をやいたの
ひ[illegible]、[illegible]は[illegible]ある傳つて
[illegible]民物語の中[illegible]ことが
[illegible]、其[illegible]の悲しい悔い[illegible]今を
[illegible]の[illegible]物語を少くやうとの
[illegible]
平家武家のノンキ[illegible]
此[illegible]又[illegible]
[illegible]
今を[illegible]

白猫

うえん処にてもまぬくに使いいろくの四足四ちうん
と思ふ、
此時分義経弁慶の事跡の我が国人ないろ
歌にたくさん所以ありの為なりしを丸を左の如き
果をなしたり
義経弁慶の事跡をよくする所の国情を差
くべき程工夫たりしかども、なつ和のの出来の輪
馬の剣を[illegible]を[illegible]
投後と四[illegible]を[illegible]
を差てくべき立流ふるトラビデーしたる知る
高は此上なる所の国域を差うんとを工夫る

元たりを弁慶をこの坊主を之を配し
事跡を多的仏者の勢力を北部の
十仏部を十次を部書をうを北の仏を勢力
ちる大入道を心仏をしめ其の臣徒とみる
いうん山にてお山の天狗をうん狗りうし
ちたうう、次人や弁慶のしく水滸伝
仏味を加減しの像場を一本歯の高足駄
を工夫たし、高をうる所をしてヤンく云
いしたるのをうをうたるをうたるや
以上を義経弁慶の事跡(節)をうんし所以也
和をも歌にたるんし工夫のをあるを、堂々

六尺の大[illegible]を[illegible]しるす[illegible]
今[illegible]男色の上[illegible]、徳川時代[illegible]
[illegible]のごとき美の[illegible]のごとき[illegible]
使ひ[illegible]のコントラストとも一種[illegible]美
[illegible]
[illegible]義
[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]綿[illegible]
[illegible]美[illegible]
[illegible]義[illegible]
[illegible]美[illegible]
[illegible]義[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]楠氏の[illegible]
[illegible]
[illegible]

表彰することあつてもその後来傳説の試を免れ
ずの文字を指定嗜欲本意なるべきもの
うたを之を中止しおいのやうかゝる逆臣等の
時もかゝる事なくべき筈なりと奉祀する
ものあるべうも今を止るのであると世事の
類未を表しく著書の中の要しを正いとか
その後図の定確で指定なれを一層世
の神いたるを武言者遠史
元祿元年の頃の大節の後を
潔せ、壹朝を修めさうして武を尊ぶ
る悔りなきあるべうも無、主人なるも角もとして

東京帝國大學圖書

義氏と勇猛伝説の尊ぶ、勤王の
大節を沈默と所しを思へるまで
つて出大勤王の説を夢の家康公の
已得るを指氏の
後世九ること

○實朝の和歌

實朝なる人を誰か露語する賢人と
なる経人ない後のあるべう賢人の一枝
なるべう、高尚の事情なるも実朝より
材略あるしなるも周囲の地障礙と為
全働けるうつれ白ことべう考へるべう、廟の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

雪の歌の風情の除るこゝろ、略（おもひ）
除るこゝろのあるも、除るを除るとして
しるべき迄も見るを見て物を書き
し故、文朝○をも書こんと思ふべきなる
ものを歌の上に書の上の○一般なれば
とも歌の上にも書の暗黒とも
思ふべし、詩文上にあるべき極定を要する人（おもひ）こゝろと云
べきなり

○ラスキンと風景

五十年前英国の新思想を保（こゝろ）一大（初冒頭）
あり言はく、石無俗なる天象を見出しなる色

言は色なる俗を離れ、まことしき光
も遠象あるところを
物未を白珊瑚を思ひ潮を満ち水品の如き
こゝろべきこゝろさる美観を飾りなることゝ言ふ
所謂も地の天象をこゝろ海を水のきいと
地まても空色あり得ることゝ天地の美観
地上にしも俗色迄を浜
白色迄も色を除き山
こゝろ、彫ふべくは ラスキンを焼へさん、ペー
タを焼へさんと美一
絵画にも風景を描くを一
才芸をみす母にして

[illegible]

○雲路を紫雲の

若賀の國之史ニ雲路を行くと云の如く

[illegible]

雲路に大膳亮藤原浄氏朝臣を[illegible]

のるいことなり、この事をかつて[illegible]不倫[illegible]

[illegible]照して論ずれば[illegible]

[illegible]朝の優柔[illegible]

[illegible]、数百年の後[illegible]

氏をもとしし一代男子取[illegible]

東京機械製

(一代男子云雲路の[illegible]

[illegible]

[illegible]

([illegible])

右志かしく記し書き[illegible]

を笑さんことを[illegible]

○人形浄の手脚

人形浄の人形をつくり技術を下[illegible]

[illegible]技術を用ひ[illegible]

の誇るべき義[illegible]

の一[illegible]、[illegible]スポンタ子アス」[illegible]

カン」でうきさだぶーぼの後るとめければ八
郎中ゆめの師の八郎をつうとときうる義情の
うのつまるものあるんでうるるもとつうるるもの八郎
河内逆くまるの四郎そうあるを八郎
を法動さるることも出来ない道理ひるる、つまり
義太夫の節で人郎ぶう法動するのひるるこうる義
太夫の節も大切な役目ある、義太夫の節
の[illegible]を人郎の無[illegible]
人間の[illegible]を主働く[illegible]
[illegible]の流し[illegible]
多の[illegible]を義[illegible]三味線の[illegible]

つてみることを三味線ヤ

○萬葉集 [illegible]

日本の古代文学は文も大切なるものである、古代
の記の外何なるものなるか二十巻の古歌
ゥ音を殘つたのあるこうる文のうるも歴史のうるも
大切な役目である、今体のうるも祝詞
でもうるうるを義のうるもいうるを祝詞
本の四物を於を祈祷するときの先文
ゥ物を於を祈祷をするときの先文
先文ひるるぶ、物の地のトリトはるうる荘重雄大な
文章で天地玉鉾を説き如[illegible]

紙撰ニ書キ又文字ニモ唐ノ装飾ヲ用ヒ
テ即チ對使ニ対シテ恥ヲ見ルヲ以テ、ソコデ高野
野人ヲ見ルヲ恥ヲ倭ノ人ヲ見ルヲ恥ヲ
ヤマトヲ強ヒテノリトヲ人ニ見セテ恥ヲ歌ヲ
詠シ用ヒルモノガラシイ、ソレデ人麿ノ長歌ヲ
後ニ入レテ天武ノリトノ如ク陽ノ時代ノ書ニ設
ケタ歴史ヲ変更シテ新ニ書ク、特ニ人麿ノ忘
レ難キノリトヲ天武ノ時ニ作ルコトヲ思ハ
ル、萬葉ヲ文字人麿ヲ作ルヲ第一
業績ノ代ノ雄大ヲ表ハスノリトヲ書キ
ニ入レテ書シ、ソノ時ノ歌ヲノリトノ如ク天武

山川ヲ天地陰陽ノ理ニ出ヅ我人ノ
ヲ生ズルモ天ノ思ヒ、ヲ考ヘ紙撰ヲ定メ大キ
イノ如ク、上代ノ簡素ノ歌ニ、ソノ書ヲ
書ヒ、シ、ソノ書ヲ用ヒテ歌ヲ詠ノ
歌ヲ彫ク生ヲ考ヘ、即チ上古ノ歌
ヲ月ヲ取ヲ定メ人ノ名ヲ書ヒ
ヲ定メ人ノ名ヲ書ヒ
ヒテ、即チ人麿ノ歌
ヲ用ヒテ、恰モ萬葉ノ
代ヲ支那ノ清廉ノ文ヲ
ヒテ支那ノ思ヒ

[illegible]
月を詠ずることあるべきを行平の歌にのみ詠
まれたるを思ふに行平の歌
相文 業平の集をもて編れの撰びたるこの大体を新撰
集と作りて[illegible]
いろ〳〵の後撰を[illegible]
つたへ[illegible]と断定したこの此後を[illegible]
[illegible]
考の[illegible]
れは天平寶字三年[illegible]
[illegible]

有の[illegible]
の歌[illegible]
二十[illegible]
らい後撰を[illegible]
と書いたのが一の後撰大体[illegible]
の歌を撰[illegible]
後撰[illegible]
の[illegible]
即ち[illegible]
[illegible]
[illegible]

支那文学輸入の為め美辞麗句を飾り文部省を設置して国文学の自然の発達を阻害しようつとむる傾きなくもあらざれども我国歌の淵源たる国の歌を美辞麗句の形式を脱することゆゑ出来ちん也。この淵源を美辞麗句に変化するこの原因を推尋するに和歌を皆淵源の和歌を皆淵源歌を一方面のみ見るまでの

東京帝国大学

興樓製

以下
3丁
白紙

明治三十四年一月
十日起草
吉田清閑人